

事務連絡  
平成27年7月6日

各介護保険サービス事業所の長 様

富山市福祉保健部介護保険課長

安全運転及び交通法規遵守の徹底について（通知）

日頃から、介護保険事業の適正な運営にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、去る7月4日（土）、市内の介護保険事業所において、当該事業所の車両を使用したレクリエーション活動中の交通事故により、利用者2名の死亡を含む複数の死傷者を出す交通事故が発生しました。

各事業所におかれましては、利用者を同乗させての車両運転は、利用者の生命にかかわる重大な業務であることを改めて深く認識されるとともに、特に次の事項について十分留意のうえ、安全運転及び交通法規遵守の徹底に努められるよう通知します。

記

- （1）運転者の体調の確認
- （2）運行ルート及び危険箇所の確認
- （3）シートベルト着用の徹底
- （4）制限速度の遵守及び十分な車間距離の確保
- （5）定期的な交通安全教育の実施

（担当）介護保険課  
（電話）443-2041